

奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）第五条の二第二項の規定により、法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十一年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 一 名称

法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区基本方針

## 二 内容

### 1 概要

法隆寺地域沿道地区は、世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」へアクセスする一般国道二五号、主要地方道大和高田斑鳩線及び主要地方道奈良大和郡山斑鳩線の沿道の区域である。これらの道路は、地域の生活道路であるとともに、西名阪自動車道から法隆寺地域へのアクセス道路であり、県内外や海外から法隆寺地域を訪れる多くの人々の玄関口として重要な役割を担っている。

主要地方道奈良大和郡山斑鳩線の沿道は、自然景観、田園景観及び歴史的景観が一体となった優れた景観を形成しており、「古都・奈良」を代表する景観である。主要地方道大和高田斑鳩線の沿道は、大和川の水辺景観、田園景観及び市街地景観を形成している。一般国道二五号は県北部を東西に連絡する主要幹線道路であり、市街地景観を形成している。

これらの沿道の一部においては、周辺景観に雑然とした印象を与える広告物や周辺景観と不調和な建築物が存在する等の課題があり、これらの課題に対応し世界遺産の玄関口にふさわしい景観づくりが必要となっている。

このような地域での景観づくりの一環として、法隆寺地域沿道地区を景観保全型広告整備地区に指定し、良好な広告景観づくりを推進しようとするものである。

### 2 広告景観づくりに関する基本構想

世界遺産である法隆寺地域へのアクセス道路の沿道景観は、県内外や海外からこの地を訪れる多くの人々の目にふれ、世界遺産に対する印象を左右することから、奈良県の景観形成上、最も重要な景観の一つである。

そのため、世界遺産の玄関口としてふさわしい風格のある歴史的な景観づくりを

基本とし、法隆寺地域を訪れる人々を心地よく迎える、「古都・奈良」のイメージが醸成されるよう、奈良県景観計画（平成二十一年五月奈良県告示第四十号）と連動しながら沿道の建築物等と一体となった美しく風格のある広告景観づくりを図る。

### 3 広告景観づくりに関する基本事項

#### （一）人々を心地よく迎えるゆとりある空間の創出

世界遺産の玄関口として、すっきりとした開放感のある広告景観づくりを図るため、屋外広告物の高さが適度なものとなるようにするとともに、雑然とした広告景観とならないよう掲出の抑制を行う。

#### （二）「古都・奈良」のイメージを醸成する落ち着きのある空間の創出

世界遺産とその周辺の街並みを目的にこの地を訪れる人々にとって奈良県の歴史的風土を印象づけるような落ち着きのある広告景観づくりを図るため、周辺の優れた景観資源が映え、かつ、建築物、工作物、自動販売機等の多様な景観要素が調和するよう、色彩への配慮及び照明等の使用の抑制を行う。